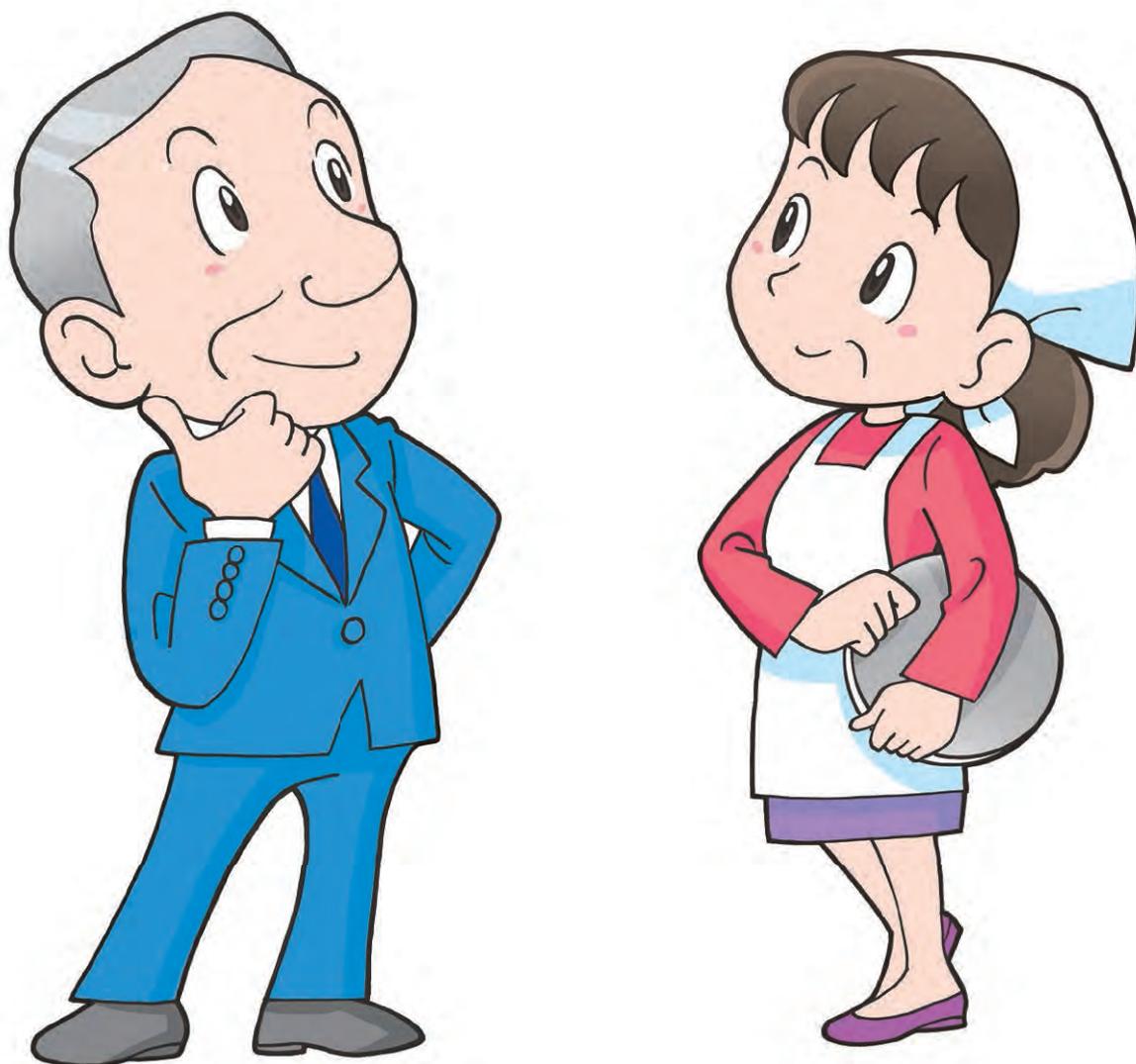


47都道府県別最低賃金が
改定されました!

賃金引上げ・
社会保険加入
「検討」しませんか?



公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

3 「強制適用事業所」と「任意適用事業所」

1 社会保険の適用を受ける事業所を適用事業所といい、2種類あります。法律により加入が義務付けられているのが強制適用事業所、任意で加入するのが任意適用事業所です。

● 強制適用事業所

- ① 全ての法人事業所
- ② 個人事業所で常時5人以上の従業員が働いている事業所

● 任意適用事業所

- ① 個人事業所で常時従事している従業員が5人未満の事業所
- ② 個人事業所で常時5人以上の従業員が働いている事業所であっても、以下の生衛業は任意適用事業所となる。

・理容 ・美容 ・興行 ・クリーニング ・浴場 ・旅館ホテル
 ・めん類 ・飲食 ・すし ・喫茶 ・中華 ・社交 ・料理

※ 氷雪、食肉、食鳥肉については、個人事業所で5人以上の従業員が働いている事業所の場合は、強制適用事業所となる。

2 労働保険は1人でも雇用者がいればすべての事業所が加入しなければなりません。

4 社会保険料は従業員と事業主が折半

社会保険は、従業員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。保険料は、標準報酬月額・標準賞与額に対する保険料率によって定められ、従業員と事業主とが折半して支払わなければなりません。

ちなみに厚生年金保険料率は、平成28年9月現在で18.182%、平成29年9月には18.3%に引き上げられる予定です。

● 社会保険料の事業者負担額の例（平成29年4月現在）

事業所：東京 年齢30歳 月収20万円の場合	事業所：東京 年齢40歳 月収30万円の場合	事業所：東京 年齢50歳 月収40万円の場合
全額 健康保険料 19,820円 厚生年金保険料 36,364円 児童手当拠出金 460円 うち本人負担額（折半額） 健康保険料 9,910円 厚生年金保険料 18,182円 ※50銭以下切捨、50銭超切上	全額 健康保険料 29,730円 厚生年金保険料 54,546円 児童手当拠出金 690円 うち本人負担額（折半額） 健康保険料 14,865円 厚生年金保険料 27,273円 ※50銭以下切捨、50銭超切上	全額 健康保険料 40,631円 厚生年金保険料 74,546円 児童手当拠出金 943円 うち本人負担額（折半額） 健康保険料 20,316円 厚生年金保険料 37,273円 ※50銭以下切捨、50銭超切上
↓	↓	↓
個人負担：28,092円/月 事業所負担：28,552円/月 342,624円/年	個人負担：42,138円/月 事業所負担：42,828円/月 513,936円/年	個人負担：57,589円/月 事業所負担：58,531円/月 702,372円/年